

杵築市社会福祉協議会災害ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自発的に救援活動を希望するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）を登録することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(登録条件)

第2条 災害ボランティアとして登録できる者は、登録しようとする年度の4月1日現在で満15歳以上である者とし、18歳未満（ただし、18歳になる年度末まで）の場合は、保護者の承諾を得た者とする。

(登録実施機関)

第3条 災害ボランティアの登録は、杵築市社会福祉協議会（以下「社協」という。）において行う。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアとして登録を希望する者は、杵築市災害ボランティア登録申込書（様式1号）に必要事項を記入し社協へ提出する。

2 社協は前項により申込書を受理した場合は、「災害ボランティア登録台帳（様式2号）」に必要事項を記載し登録を行う。

3 社協は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対して「災害ボランティア登録証明書（様式3号）」を発行する。

(個人情報の取扱い)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第6条 社協は、登録者に対し、必要な情報提供、研修機会の提供、ならびに災害時想定訓練等への参加の案内を行う。

(登録の変更及び削除)

第7条 登録者は登録内容に変更が生じた場合は「災害ボランティア登録事項変更届（様式4号）」を社協に提出するものとする。

2 社協は次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

(1) 登録者が、「災害ボランティア登録取消届（様式5号）」を提出したとき。

(2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。

(出動要請等)

第8条 社協は、大規模災害が発生した場合には、災害ボランティアに出動を要請することができる。

2 被災現地に出動した災害ボランティアは、本会の指揮下に入り、杵築市災害ボランティアセンター関係職員等の指示により災害救援に当たることを基本とする。

(出動の経費)

第9条 災害ボランティアの食糧、交通費（燃料費を含む）については、原則として災害ボランティアの自己負担とする。

(活動に係る報酬、費用弁償等)

第10条 災害ボランティアはその活動に関し、報酬または費用弁償を請求することはできない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。